

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成28年11月26日（土）午後2時10分頃、周南市大字須々万本郷の須々万農村環境改善センター付近において、教育部生涯学習課職員が停車させた公用車が、サイドブレーキのかけ忘れのため後退し、近くに駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

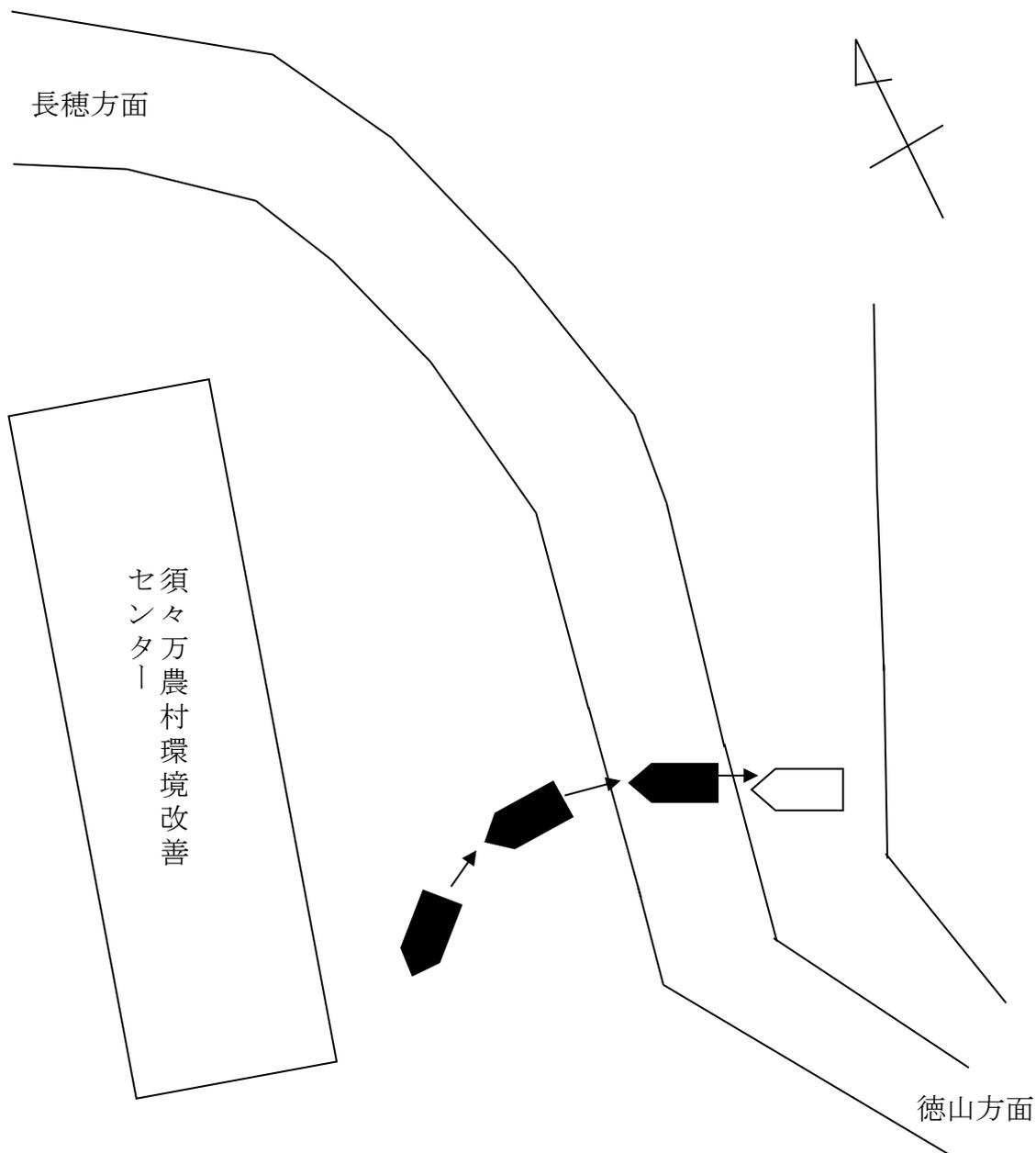
¥260,453-

2 専決処分の年月日

平成29年2月7日

(参考)

事故状況図



-  相手方車両
-  公用車